

JIS

合成まくらぎ

JIS E 1203 : 2007

(JRCEA/JSA)

平成 19 年 2 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 鉄道技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	岡 本 勲	財団法人鉄道総合技術研究所
(委員)	磯 村 陽 治	社団法人日本鉄道施設協会
	鵜 川 浩 正	財団法人日本鋼索交通協会
	遠 藤 隆	東日本旅客鉄道株式会社
	岡 方 義 則	住友金属工業株式会社
	沖 松 邦 正	日本車輛製造株式会社
	小 澤 宏 一	JFE スチール株式会社
	小 田 和 裕	日本貨物鉄道株式会社
	河 合 篤	国土交通省
	長 崎 邦 夫	信号工業協会
	野 上 健 一	社団法人日本民営鉄道協会
	藤 澤 憲 三	鉄道分岐器工業会
	溝 口 正 仁	社団法人日本鉄道車輛工業会
	室 木 鉄 朗	東京都
	安 原 碩 人	社団法人日本鉄道電気技術協会
	若 月 輝 行	新日本製鐵株式会社
	和 嶋 武 典	株式会社日立製作所
	渡 邊 朝 紀	IEC/TC9 国内委員会代表 (財団法人鉄道総合技術研究所)
(専門委員)	福 永 敬 一	財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 19.2.20

官 報 公 示：平成 19.2.20

原 案 作 成 者：社団法人日本鉄道施設協会

(〒110-0005 東京都台東区上野 1-11-9 イマスサニービル TEL 03-5846-5300)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：鉄道技術専門委員会 (委員長 岡本 勲)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づいて、社団法人日本鉄道施設協会（JRCEA）／財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に係る確認について、責任はもたない。

目 次

	ページ
序文	1
1. 適用範囲	1
2. 引用規格	1
3. 定義	1
4. 種類	1
5. 性能	3
5.1 曲げ強さ及び曲げヤング率	3
5.2 耐曲げ荷重	3
5.3 縦圧縮強さ	3
5.4 せん断強さ	3
5.5 接着せん断強さ	3
5.6 吸水量	3
5.7 交流破壊電圧	3
5.8 直流絶縁抵抗	3
5.9 犬くぎ引抜強さ	3
5.10 ねじくぎ引抜強さ	3
5.11 単位体積質量	3
5.12 耐燃性	3
5.13 耐疲労性	3
5.14 耐候性	3
6. 寸法許容差	4
7. 外観	4
8. 材料	4
9. 製造方法	4
10. 試験方法	4
10.1 曲げ強さ及び曲げヤング率試験	4
10.2 耐曲げ荷重試験	5
10.3 縦圧縮強さ試験	6
10.4 せん断強さ試験	6
10.5 接着せん断強さ試験	7
10.6 吸水量試験	7
10.7 交流破壊電圧試験	8
10.8 直流絶縁抵抗試験	8
10.9 犬くぎ及びねじくぎ引抜強さ試験	9
10.10 寸法測定	10

	ページ
10.11 単位体積質量測定	11
10.12 耐燃性試験	11
10.13 耐疲労性試験	11
10.14 耐候性試験	11
11. 検査	12
12. 製品の呼び方	12
13. 表示	12
解 説	13

白 紙

合成まくらぎ

Synthetic sleepers — Made from fiber reinforced foamed urethane

序文 合成まくらぎは、約 25 年の敷設実績によって腐朽劣化がないことなど、良好な物性をもつことから、近年、鉄道事業者の需要が増えてきたが、これまでは各事業者の機能仕様書を基に製造していた。このため、この規格で製品の性能などを標準化し品質の向上を図る目的で制定した。

1. 適用範囲 この規格は、ガラス長繊維及び硬質発泡ウレタンで構成される材料を、まくらぎ形状に成形した線路用の合成まくらぎについて規定する。

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 7502 マイクロメータ

JIS B 7507 ノギス

JIS B 7512 鋼製巻尺

JIS B 7516 金属製直尺

JIS B 7753 サンシャインカーボンアーク灯式の耐光性試験機及び耐候性試験機

JIS B 7754 キセノンアークランプ式耐光性及び耐候性試験機

JIS E 1001 鉄道—線路用語

JIS E 1108 犬くぎ

JIS E 1109 レール用ねじくぎ

JIS K 6911 熱硬化性プラスチック一般試験方法

JIS Z 8703 試験場所の標準状態

3. 定義 この規格で用いる主な用語の定義は、**JIS E 1001**によるほか、次による。

a) **合成まくらぎ** ガラス長繊維によって強化された発泡ウレタン樹脂を成形したまくらぎ。

b) **耐摩耗加工** 合成まくらぎに摩耗抑制を目的として表面を強化する加工。

c) **パッキン** 橋まくらぎの高さを調節するために、合成まくらぎと同等の材質で製造された橋まくらぎの底面に接着させる間隔材。

4. 種類 合成まくらぎの種類は、**表 1** のとおりとする。

ただし、寸法及び加工について、これによらない場合は、注文者は発注時に、仕上がり図面を交付する。